

II. 受入れに関する要件（資格取得後）

○看護師としての就労

① 受入れ施設の要件

別表第4に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、EPAに基づくフィリピン人看護師を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人看護師候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関（医療法人等）が設立していること

② 雇用契約の要件

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

（別表第4）

1. 知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
2. 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
3. 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
4. 介護老人保健施設
5. その他医療等を提供する施設

○介護福祉士としての就労

① 受入れ施設の要件

別表第1・第2（P7参照）又は別表第5に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、EPAに基づくフィリピン人介護福祉士を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関（医療法人、社会福祉法人等）が設立していること

② 雇用契約の要件

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

（別表第5）

1. 労災特別介護施設
2. 療養病床により構成される病棟又は診療所
3. 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
4. 国内ハンセン病療養所
5. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
6. その他入所又は通所サービスを提供する施設